

2019年版三重県民手帳製作出版販売業務企画提案コンペに関する質問・回答

【質問】

1. 六曜の記載について。

岐阜県の県民手帳のように、六曜の記載がされている県民手帳が他県では見受けられません。おかげさまで毎年県民手帳の作成をさせて頂いておりますが、購入者様からの要望として、カレンダー部分への六曜の記載を求める声が非常に多いです。他県の県民手帳の様に、六曜の記載を認めてもらうことは出来ないのでしょうか？又、なぜ他県の県民手帳は六曜の記載が可能で、三重県民手帳は不可能なのかを教えてくださいませんか？

2. 高速交通ネットワーク（高速道路網図）に関する情報について。

高速道路網図とともに、中日本高速道路株式会社に取材をし、三重県内でのキャンペーンやサービスエリアのグルメ・お買い物情報などを合わせて掲載しても構わないでしょうか？

【回答】

1. 六曜の記載は認めていません。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例（平成9年7月1日条例第51条）」に基づき、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に向けた取組を推進しています。

さまざまな差別や人権侵害は、決めつけやうわさ・偏見を肯定してしまう意識の下ではなくならないと考えており、そのために、正しい知識や情報を学習していただく人権啓発等に取り組んでいるところです。

根拠のない六曜等を信じることは、決めつけやうわさ・偏見を肯定、助長することにもつながると考えています。その考えのもと、三重県では六曜の記載を控えていただいています。ご理解をお願いします。

2. 中日本高速道路株式会社に取材し、三重県内でのキャンペーンやサービスエリアのグルメ・お買い物情報などを合わせて掲載することは構いません。

ただし、掲載にあたって特定の施設・企業・団体を大きくとりあげた形での掲載や、「なぜここが」といった疑問を持たれるような選定は避けてください。